

国海環第155号
令和6年3月29日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の一部改正について

1. 改正の背景

油による海洋汚染の防止のための基準は、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された海洋汚染防止条約附属書 I（以下「附属書 I」という。）に定められており、我が国においても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れている。

令和 4 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海洋環境保護委員会において、国際油汚染防止証書の様式を改正する附属書 I の改正案が採択された。当該改正内容の担保のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）について所要の改正を行い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和 6 年国土交通省令第 27 号）が令和 6 年 3 月 29 日に公布されたため、海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領について所用の改正を行う。

2. 改正の概要

国際油汚染防止証書の記載例の様式を改正する。

3. 施行日

令和 6 年 5 月 1 日

○海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領

(改正箇所は棒線)

改正後	現 行	備 考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.2 国際油汚染防止証書(IOPP 証書)</p> <p>別紙 (22)</p> <p>(略)</p> <p>5 構造(第 18 規則、第 19 規則、<u>第 20 規則、第 21 規則、第 22 規則</u>、第 23 規則、第 26 規則、第 27 規則、第 28 規則及び第 33 規則)</p> <p>Construction (regulations 18, 19, <u>20, 21, 22</u>, 23, 26, 27, 28 and 33)</p> <p>5.1~5.7 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1. 関係書類</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.2 国際油汚染防止証書(IOPP 証書)</p> <p>別紙 (22)</p> <p>(略)</p> <p>5 構造(第 18 規則、第 19 規則、<u>第 20 規則</u>、第 23 規則、第 26 規則、第 27 規則、第 28 規則及び第 33 規則)</p> <p>Construction (regulations 18, 19, <u>20</u>, 23, 26, 27, 28 and 33)</p> <p>5.1~5.7 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>国際油汚染防止証書の様式変更の反映</p>
<p>(適用日)</p> <p>令和 6 年 5 月 1 日から適用する。</p>		